

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年10月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300284号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300020号

第1 結論

昭和62年8月から昭和63年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年8月から昭和63年4月まで

私は、平成6年8月に会社を退職し、同月中にA市役所で国民年金の加入手続を行った際に担当者から、請求期間についても加入し国民年金保険料を納付しなければいけないと説明を受けた。

平成6年8月頃に、5、6万円くらいの金額を親から借りて、郵便局の窓口で請求期間の国民年金保険料を納付書により一括で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年8月に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、オンライン記録により、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日(昭和62年8月1日)に係る被保険者資格取得の処理年月日は平成6年9月12日に行われていることが確認できることから、請求者が主張する時期と概ね一致した時期に初めて国民年金の加入手続が行われ、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*が払い出されたと推認できる。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料として納付書により一括で納付したと主張する金額は、当該期間に係る国民年金保険料額と概ね一致している。

しかしながら、請求者の国民年金番号が払い出された平成6年9月時点において、請求期間の国民年金保険料は、納付期限から2年を経過しており、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできず、当該期間に係る国民年金保険料の納付書についても作成されることはない。

また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができな

い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。